

原告準備書面(7)

2006(平成18)年12月22日

1 被告による自白の撤回は許されない。

(1) 被告は、本件発言が東京都知事としてなされたのか、それとも私人としてなされたのかについて明らかにするよう裁判所から釈明権を行使されたのに対し、平成17(8の誤記であると思われる)年2月3日付準備書面(1)第3項において、「本件発言は、都政とはまったく関係のない事柄であり、かつ、評価或いは意見である。従って、被告の個人的な発言である」旨陳述している。

ところが、被告は平成18年10月19日付準備書面(4)において、上記陳述内容を突如覆し、「原告らが指摘する本件発言は、いずれも都知事定例記者会見、議会における答弁或いは都知事として出席した都庁舎内で開かれた都立の首都大学東京のためのクラブ設立総会で行われかつ東京都のホームページに掲載されたものであるから、原告ら主張のとおり(原告ら準備書面(3)7頁)、都知事としての立場で行われたものと言うしかなく、従って、公務員たる都知事としての職務を行うにあたってなされた」と主張するに至った。

(2) しかし、本件発言が「被告の個人的な発言である」とする被告の陳述については裁判上の自白(民訴法179条)が成立しており、被告による撤回は許されないものである。

裁判上の自白の撤回の要件については、自白した事実が真正の事実と適合せず、かつ、自白が錯誤によることを、自白者が証明した場合に限り、その取消しが許されるとされる(大判大正11年2月20日・民集1・52)。

しかし、被告の自白の撤回にはこの要件が欠如している。すなわち、被告の本件発言が、平成16年10月19日、東京都庁第1庁舎5階大会議場で開催された「ザ・トウキョウ・ユー・クラブ(The Tokyo U-club)」の設立総会の際の祝辞でなされたものであることは、訴状第2項2(1)において明示されており、被告もこの点については平成17年9月30日付答弁書第2項2(1)においてこれを認める旨の陳述を行っている。このことからしても、本件発言内容及びその日時場所について、被告がこれを十分認識した上で上記陳述を行っていることは明白であり、被告に錯誤の存する余地は全くなく、被告は自白の撤回の要件を満たしていないのである。

(3) また、仮に本件発言が東京都知事としてのものなのか、個人としてのものなのかについての判断が事実のレベルではなく、評価のレベルのものであるとしても、被告の陳述がなされた経過からすれば、被告による撤回は認められないものである。

すなわち、被告による「被告個人の発言である」との陳述が、仮に法的評価に関するものであるとしても、法的判断を十分行う素養を有するはずの訴訟代理人が就いている本件訴訟において、裁判所からの釈明権行使の結果陳述されたものである以上、その陳述に拘束力を認めることは、従来の裁判例からしても肯定されるはずである。

例えば、民間航空機と自衛隊機が衝突し墜落した事件において、自衛隊機側の過失を認める旨の国側代理人の陳述が拘束力を有するか否かが問題となった事案(東京地裁昭和49年3月1日判決・下民集25巻1~4号129頁)において、裁判所は「被告が本件事故の状況につき、詳細且つ周到に事前調査を行って事実を認識し、その事実につき正しく法的評価をなし得る能力を有し、もとより陳述の内容を正確に理解しており、自衛隊機二機の有過失という結論のみを裁判の基礎となすべき意味において前記陳述をなしたものと認められる本件においては、前記陳述は事実の自白に該当し、裁判上の自白の拘束力を有するものと判断する」と判示しているのである。

本件においても、裁判所の釈明権行使に対して、本件発言の内容及び状況を十分認識した上、さらにその効果についても正しい判断をなし得るはずの訴訟代理人が行った陳述である以上、これに拘束力を認めることに何ら問題はないはずである。

なお、被告は、原告ら準備書面(3)7頁における主張を撤回の理由の一つとしているようであるが、私人であっても都知事としての身分を有しているため、便宜上「被告都知事」という表現を用いたものに過ぎない。しかも、この表現を用いている部分はこの部分だけであり、他は「被告」とのみ表現している。したがって、原告が被告の発言を「公権力の行使」と評価していることの根拠とはならないものである。

2 被告の陳述の撤回は時機に後れた攻撃防御方法であるし、信義則にも反するから却下されるべきである。

そもそも、被告は本来裁判所からの釈明権行使を待たずして、答弁書提出の段階においても、本件発言が「公務員としての都知事」の立場で行われたことを主張することは十分可能であったはずである。しかし、被告はそのような主張は一切行わず、さらに裁判所の念押しとも言える釈明権行使に対しても、本件発言が「私人としての発言である」旨明言したのである。

このことからすれば、被告の現段階に及んでの陳述の撤回・訂正が、訴訟遅延や訴訟回避を目的とする故意によって行われたものであることは明らかであるし、これによって訴訟遅延の結果が発生することは明らかである。

しかも、原告はこれまで、被告の陳述を前提とした上で訴訟行為を継続してきたのであり、現時点において被告を変更しなければならないとしたならば、これに伴う時間的・財政的損失は計り知れないものがある。

したがって、被告の発言の撤回は時機に後れた攻撃防御方法であることはもちろん、信義則にも反するものであるから却下されるべきである。

3 本件発言に対する責任追及は国家賠償法の専権事項ではない。

現在、国立病院における公務員たる医師の医療過誤が問題となった事件においては、医師と病院を被告とする形で民法の不法行為責任を追求する訴訟が提起されるのが通常である。この場合、病院は使用者責任を追及されているわけであるから、代位責任である以上公務員たる医師個人の不法行為責任の成立が前提となっている。このように現行法上も非権力的な公務については、国家賠償ではなく、民法の不法行為に基づいて公務員個人の責任を追及することが認められているのである。

被告の本件発言についてもこれが権力的な作用でないことは明らかであり、仮に公務として行われたものであっても非権力的な事実行為に過ぎないものである。

したがって、国立病院の医師の医療過誤事件の場合と同様、本件においても被告個人に対する不法行為責任の追及が可能なものである。

以 上